

第 号
年 月 日

様

大阪市 区保健福祉センター所長

大阪市 区保健福祉センター
保健福祉課
電話番号
FAX 番号

特例介護給付費等・特例地域相談支援給付費 支給(不支給) 決定通知書

年 月 日に申請のありました(特例介護給付費等・特例地域相談支援給付費)の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条及び第51条の15の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

受給者証番号		申請者氏名	
受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
特例介護給付費・特例訓練等給付費 特例地域相談支援給付費申請額	支給申請日から介護給付費支給期間の開始する日の前日までの間に受けたサービスの費用の9割。		
支給決定の内容	介護給付費等にかかる支給決定内容に同じ		
支給	する しない	支給 金額	支給申請日から介護給付費支給期間の開始する日の前日までの間に受けたサービスの費用の額(介護給付費の支給基準で算出される利用者負担額【上限月額 円】を除く。)。ただし、支給決定内容の範囲内に限る。
不支給・減額の理由			

注

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合は、大阪府知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表とする者は大阪市長となります)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。